

花巻空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第38号

花巻空港管理条例の一部を改正する条例

花巻空港管理条例（昭和38年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表第2（第18条関係）					別表第2（第18条関係）						
区 分			金 額		区 分			金 額			
土地 占用 料	工作 物を 設置 する 場合	水管、下水道管、ガス管、ケーブル その他これらに類する工作物		1年までごとに1メー トルまでごとに <u>82円</u>	土地 占用 料	工作 物を 設置 する 場合	水管、下水道管、ガス管、ケーブル その他これらに類する工作物		1年までごとに1メー トルまでごとに <u>78円</u>		
		電柱、街灯その他これらに類する工 作物		1年までごとに1本ご とに <u>380円</u>			電柱、街灯その他これらに類する工 作物		1年までごとに1本ご とに <u>360円</u>		
	[略]			[略]							
[略]					[略]						
建物 等占 用料	航空 旅客 取扱 施設	出発 施設 （北 側）	旅客の取扱いの目的で常時占 用する場合		1月までごとに1平方 メートルまでごとに <u>2,450円</u>	建物 等占 用料	航空 旅客 取扱 施設	出発 施設 （北 側）	旅客の取扱いの目的で常時占 用する場合		1月までごとに1平方 メートルまでごとに <u>2,410円</u>
			旅客の取扱いの目的で搭乗の 手続から航空機が離陸するま での間に限り使用する場合		1回につき <u>4,630円</u>				旅客の取扱いの目的で搭乗の 手続から航空機が離陸するま での間に限り使用する場合		1回につき <u>1平方メー トルまでごとに14円</u>
	出発 施設 （南 側）	旅客の取扱いの目的で常時占 用する場合		1月までごとに1平方 メートルまでごとに <u>3,770円</u>	出発 施設 （南 側）	旅客の取扱いの目的で常時占 用する場合		1月までごとに1平方 メートルまでごとに <u>3,700円</u>			
		旅客の取扱いの目的で搭乗の 手続から航空機が離陸するま での間に限り使用する場合		1回につき <u>7,190円</u>		旅客の取扱いの目的で搭乗の 手続から航空機が離陸するま での間に限り使用する場合		1回につき <u>1平方メー トルまでごとに22円</u>			

受託手荷物検査装置		航空機ごとに1回につき <u>410円</u>
[略]		
旅客搭乗橋		航空機ごとに1回につき <u>6,540円</u>
到着施設	税関、出入国管理機関、検疫機関及び動植物検疫機関用施設	1月までごとに1平方メートルまでごとに <u>3,030円</u>
	到着手荷物取扱施設	航空機ごとに1回につき <u>3,180円</u>
[略]		
[略]		

[略]

受託手荷物検査装置		航空機ごとに1回につき <u>420円</u>
[略]		
旅客搭乗橋		航空機ごとに1回につき <u>6,450円</u>
到着施設	税関、出入国管理機関、検疫機関及び動植物検疫機関用施設	1月までごとに1平方メートルまでごとに <u>2,960円</u>
	到着手荷物取扱施設	航空機ごとに1回につき <u>3,040円</u>
[略]		
[略]		

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。